

# 日清・日露戦間期における帝国教育会の公德養成問題

— 社会的道德教育のための教材と教員資質 —

白石 崇人

(2008年10月2日受理)

Social Moral Education in the Educational Society of Empire of Japan:  
Subject-matter and Nature of Teachers for Social Moral Education

Takato Shiraishi

**Abstract:** This study aims to elucidate the problems of social moral education in the Educational Society of the Empire of Japan (Teikoku-Kyouiku-kai) during the period between the Sino-Japanese War and Russo-Japanese War, along with their historical significance. In 1901, the Educational Society of the Empire of Japan and other educational societies (Kyouiku-kai) shared the viewpoints of the Ministry of Education concerning social moral education. Educational Societies reported social moral education in which the teacher became an example, trained a good custom by management and training and taught lessons. The Educational Society of the Empire of Japan recognized the need of educational societies concerning social moral education, and edited the textbook on singing the social morality. Moreover, The Educational Society of the Empire of Japan began to conduct research on the theory of social moral education, and edited the reference book that brought the teaching material and the nature of the teacher together. The problems of social moral education in the Educational Society of Empire Japan pertained to the problem of the teaching material and the methodology, and consequently, problems pertaining to the nature of primary and junior high school teachers.

Key words: history of education in Japan, moral education, social moral education, the Educational Society of Empire of Japan, teacher

キーワード：日本教育史，道德教育，公德養成，帝国教育会，教員

## はじめに

本稿は、日清戦争と日露戦争の間の時期(明治28(1895)年～明治36(1903)年)において、帝国教育会で取り上げられた「公德養成」の問題を検討し、その歴史的意義を明らかにすることを目的とする。

日清・日露戦間期は、道德教育の動揺期であった。日本は、明治28(1897)年の日清戦争勝利、明治33(1900)年の北清事変を通して、国内のナショナリズムの興隆とともに、その国際的地位を向上させた。明治32(1899)年の外国人居留地廃止と内地雑居実施は、多くの日本

人に否応なく外国人の存在を意識させた。企業の勃興、繊維工業の発展、工場労働者の増加、都市への人口流入、貧民の増加、農村共同体の秩序崩壊、親族集団の衰退など、激しい社会変動を受けて、人々の生活様式は大きく変わっていった。政府内部では、激化する国際競争に打ち克つ国民を育成するため、教育勅語の再検討が試みられる<sup>1)</sup>。帝国議会では、教育勅語の示す臣民像と立憲体制・経済発展を支える国民像とを融合し、忠孝・立憲・実業精神の涵養が徳育の中心課題として要請されていた<sup>2)</sup>。日清・日露戦間期には、変動する日本社会の秩序維持のために、教育勅語の家族的

儒教的道徳を補完する、新たな道徳が模索されていた<sup>3)</sup>。

当時、道徳教育の方法・内容もわかりつつあった。明治19(1886)年の文部省令第8号では修身教授を口授法によると規定したのに対し、明治24(1891)年の訓令第5号では修身教科書を必ず使用するよう通達、さらに明治27(1894)年の訓令第9号では再び修身教科書の随意使用を認めた<sup>4)</sup>。明治29(1896)年以降の帝国議会では、検定制が生み出した腐敗を背景に、修身教科書の国定化が要請されていく<sup>5)</sup>。明治30年代に入ると、ヘルバルト主義の導入を背景として、修身教科書の編纂方針が、従来の徳目主義から人物主義へ転換した<sup>6)</sup>。兵式体操・人物査定・学校儀式の重視に見られるように、徳育の場は修身科に限られなかった。明治20年代には、単級学校の普及を契機として、学校訓育に注目が集まり始めた<sup>7)</sup>。明治30年代には、修身教授における実践的効果の欠乏を補完するため、訓育・訓練論が勃興した<sup>8)</sup>。日清・日露戦間期は、修身科教育の方法・内容の転換のみならず、修身科に限定されない道徳教育が模索されていた時期であった。

このような時期において、社会的道徳、すなわち公徳をいかに養成すべきかという問題が、新たな道徳教育問題として発生した。明治33(1900)年8月公布の小学校令施行規則には、尋常小学校修身科の課程として「公徳ヲ尚バシメ」ることが新たに規定された。小学校修身科用の検定教科書にも、公徳を項目として設けるものが現れた。この時期の公徳養成に関する先行研究は少ないが、沖田行司と山東功のものがある。沖田は、「日本における経済倫理の確立を目指した最も早い人物のひとり」である渋沢栄一の公徳論に言及している<sup>9)</sup>。渋沢の公徳論は、利益追求を主とする商業を日本の近代化の基盤にすえるため、理財と道徳との一致を求め、国民道徳論とは異なる次元で説かれ、大正期には国際的な平和融合を展望するに至った。また、山東によると、公徳論は、教育勅語以降の国民道徳形成過程において、アカデミズム内で形成された倫理学・国民道徳論に対し、教育体系内で形成された近代的市民倫理として共役に機能したものであり、導入しやすさという技術的利点から唱歌の形式を借りて、具体的な道徳実践から忠君愛国へとつなげて養成されようとした<sup>10)</sup>。このように公徳養成の需要が高まる中、帝国教育会は『公徳養成』を編集して公徳養成の定義を行い、『公徳養成国民唱歌』という公徳唱歌を編纂し、この問題に対して活発な活動を行った。

教育会とは、明治10年代頃から全国各地の教員・教育行政官などによって結成され始め、明治23(1890)年には全国700余団体・会員総計10万名以上という巨大な規模を持つに至った教育団体であった<sup>11)</sup>。帝国教育

会はその一つであり、明治29(1896)年12月、大日本教育会(明治16(1883)年結成)の改称再編によって結成された、当時唯一の全国規模の教育会である。帝国教育会は、明治30(1897)年以後隔年で各道府県等の教育会代表を集めて全国連合教育会を主催し、教育会の中心的存在として活動していた。また、教員や教育学者に加えて文部省官僚や帝国議会議員を組織内に取り込み、諮問答申や建議などによって、国家の教育政策過程にも影響力を持っていた。政治過程を課題設定・政策形成・政策決定・政策実施の4つの過程に分けるとすると<sup>12)</sup>、学校教員・行政官中心に組織されていた帝国教育会などの教育会は<sup>13)</sup>、教育政策実施段階を担う者の影響力の強い圧力団体と捉えることができる。

沖田は、公徳論には言及したが公徳養成論に言及していない。山東は、公徳養成問題に対する唱歌の技術的役割を明らかにしたに止まる。全国道府県教育会の中核組織たる帝国教育会は、公徳養成問題にどう対応し、どのような解決策を提示したのか。日清・日露戦間期の道徳教育問題は、政策決定を担う政府や帝国議会ですら解決策を模索中であった。このような問題に対して教育会が示した解決策は、徳育政策実施者の立場から独自にまとめられたものとして、道徳教育史上見逃せない事実であろう。

本発表は、以上の問題設定に基づき研究を進めた。まず、日清・日露戦間期における公徳問題を整理した。次に、『公徳養成国民唱歌』と『公徳養成』との編纂過程を区別し、帝国教育会の公徳養成問題の検討過程と解決策の特徴を検討した。

## 1. 公徳とは何か

### (1) 共同体のルール遵守と公共事業の推進

明治33年8月、小学校令施行規則が公布された。同施行規則は、同月8月の第3次小学校令公布を受けて小学校教育課程を定めたものである。同施行規則において、尋常小学校修身科の課程に初めて「公徳」の言葉が入った。なお、明治24(1891)年11月公布の小学校教則大綱には、「公徳」という言葉はない。小学校令施行規則は、尋常小学校修身科教育を2段階に分けている。まず、孝悌・親愛・勤儉・恭敬・信実・義勇等の諸徳目について、実践に適切で、身近かつ簡易な事項を教授する。次に、国家社会に対する責務一斑について教授し、品位を高め、志操を固くし、進取の気象を長じ、公徳をとるとばしめ、忠君愛国の志気を養う。公徳は、徳目の教授後、国家社会に対する責務と関連して重んじるよう、尋常小学校修身科において指導されるべきものとされた。

小学校令施行規則の公布は、修身教科書の内容に「公德」を盛り込むことを要請した。例えば、検定修身教科書『尋常小学修身教本』（育英舎、明治34年）は、第18課「公德（一）」と第19課「公德（二）」とを設けている。第18課では、「凡人は、己れが住む町村の、害となるべきことをなすことを、さげざるべからず」として、町村の規約遵守、侵入禁止場所への立入禁止、共有物の取扱い注意、人の往来妨害の禁止、水を汚さないこと、田畑荒らしの禁止、約束時間の遵守を促した。第19課では、「進んで、其の町村の利となるべきことを起さざるべからず」として、学校の隆盛、地産の増加、交通の便利、不幸の者を助けることを促した。両課は、「進んで公益を広めよ」と結論づけられている。この教科書では、尋常小学校で養成すべき公德とは、共同体のルールを遵守し、公共事業を積極的に推進する態度として捉えられている。

小学校令施行規則によると、高等小学校修身科では、他の徳目とともに一層堅実に重んじるよう指導することになっていた。中学校・高等女学校の各施行規則では、「公德」という言葉を用いていないが、国家社会に対する責務を知らしめることを定めている。明治33年以降、公德は、法令上、尋常小学校において特に養い、上級学校に進むにつれて国家社会に対する責務と関連して継続的に養うものとして位置づけられた。

## (2) 社会構成員の生存幸福を保護増進する行為

公德はどのような論理に基づいたか。ここでは、井上哲次郎・高山林次郎『新編倫理教科書』（全5巻、金港堂、明治31（1898）年訂正版）のものを取り上げる。

同著は明治30（1897）年に訂正前のものが出版されているが、なるべく施行規則公布に近い時期の公德論を検討するために訂正版を用いる。この教科書は、主に尋常中学校倫理科用だったが師範学校でも使われ、小学校教員志望者にも影響力のあったものと思われる。また、著者の井上哲次郎は、アカデミズム哲学を担う帝国大学文科大学教授であり、国民道德論の第一人者であった。高山林次郎（樗牛）は、帝大哲学科を卒業後、雑誌『太陽』の編集主幹となり、日清戦後のナショナリズム興隆のなかで日本主義を鼓吹した人物である。『新編倫理教科書』の公德論は、国民道德論とも関わる、当時の代表的なものの一つと考えられる。

『新編倫理教科書』によると、公德は、社会に対する本務を尽くし、社会における一般人民の利益を計る道德である。社会とは、生存・幸福の利害を同じくする人民の間に存在する結合体であり、父母・兄弟・夫婦・朋友、および国家とは一応別の人間関係を示す。社会では、単独で生存できない個人または家族が互いに交流し、生活の資を得、安全に生活を営む。個人の

社会に対する本務は、まず、他人の権利を侵害しないという「公義」の遵守である。公義によって遵守すべきものは、①生命、②財産、③名誉の3つである。

ただ、公義を守るだけでは「悪人ではない」だけで「善人」ではない。社会に対する本務を全く尽くして「善人」とするには、「公德」を行わなければならない。公德とは、「博愛慈善の積極的道德」である。これは、孟子の「惻隱の心」（仁の基礎）を拡張したものであり、自分の利益を捨てて他人のために尽力し、なお報酬を期待しない。具体的には、他人の困厄難難を援助し、貧窶窮乏を救済し、進んで公益事業を興し、社会の秩序・徳義を子孫に伝承することである。

以上のような公德は、一般的な人類社会の道德である。しかし、社会の特性は国家の特性に由来する。社会は、国家によってその秩序を統制され、国家の風土・人種・風俗・歴史等に基づく特別の道德を偏有する。公德もまた、わが国の歴史、君民関係、家族制度に基づき、固有の道德である「忠孝」と切り離されない。日本社会の公德の独自性は、「礼儀」「謙讓」または「礼文」に現れる。礼儀・謙讓は、自他の感触を傷つけず、その名誉を尊重し、相敬愛する念を表す、人間関係における整理された慣例であり、とくに社会に対するものを礼文という。これは、例えば、娯楽のための宴会において憂鬱や不満を示さない、悲哀に満ちた葬式においてみだりに談笑しないなどの公衆マナーにあたる。なお、その形式は生活状態によって規定されるため、欧米化の進む日本社会においては、欧米社会の形式にも通暁しなくてはならない。

『新編倫理教科書』によると、公德とは、他人の不幸を救い、公益事業を行うなどして、社会構成員相互の生存・幸福を保護または増進する行為であった。日本社会の公德は、日本国家の特性によって制限を受け、具体的な人間関係の場面において忠孝道德と関連するものと考えられていた。なお、教育勅語の徳目で言えば、「博愛」「公益」「世務」に関わるとされた。

## (3) 憲法政治・産業経済を發展させる原動力

明治33年6月26日、穂積陳重（東京帝国大学法科大学教授）は、国家学会において公德問題に触れた。続いて、明治33年12月2日、帝国教育会第17回総集會でも公德問題を取り上げた。穂積は、日本初の法学博士であり、帝国憲法体制の構築において、民法・商法・刑法などの立法に関わったドイツ法学の權威であった。国家学会には、帝大教員や当時の有力学者が集まった。帝国教育会第17回総集會には、文部官僚を含む同教育会役員が集まり、松田正之（文部大臣）も出席した。これらの場における穂積の問題提起は、帝国教育会だけでなく、学界・文部省にも少なからず影響した

と思われる。穂積は帝国教育会においてどのような公德問題を提起したのか<sup>14)</sup>。

穂積は、明治32年にイタリアで開催された万国東洋学会に参加し、かつ欧米諸国巡回の任を終え、明治33年5月に帰国したばかりであった。国家学会では、自ら見てきた欧米諸国の衣服・飲食・美術・音楽・徳義等を日本のそれと比較しながら、日本の文化的な未発達を論じた。国家学会では、公德問題は多様な文化問題の一つであった。ところが、帝国教育会では、同教育会総集会を「日本で一番有力な、一番大きな此教育社会の総会」と位置づけた上で、公德問題を教育問題に焦点化し、「公德教育に就て」と題して演説した。

穂積によると、「道徳の進化」には普遍的歴史段階があり、日本の道徳もそこに位置づく。道徳は、「家族的道徳」の時代（第1期）、「社会的道徳」（公德）の時代（第2期）、「人類的道徳」の時代（第3期）の順にどの国でも必ず発達する。現在、欧米諸国は第2期、日本は第1期にある。公德は、このうちの第2期の社会的道徳を指し、「政治的道徳」と「単に社会的道徳と云ふべきもの」の2種類があって、政体や社会構造の変化とともに、その内容を変化させる。日本の道徳は、主に家族的道徳（祖先崇拜・五倫の教）を発達させたに止まる。日本では、「武士時代」に対応する「君臣の教」や「武士道」という公德を発達させてきた。しかし、この公德は現状には対応していない。国民の政治参加を許す憲法政治や、欧米諸国との貿易を念頭に置く産業経済に対応する公德は未発達であるため、いまだ第1期にある。公德は、大日本帝国憲法下における国民の義務権利の確立と、商工業を中心とした産業経済を発展させるための問題である。

穂積によれば、日本の目指すべき憲法時代の公德は、国民一般の政治参与という憲法政治の特質に対応しなくてはならない。この公德は、国民自ら自治制を運用していく基礎根本として、法律を守り、自分の権利を守り、義務を重んじ、他人の権利を尊重し、国や国民に対して守るべきものである。また、現在の経済社会の特質は、欧米諸国との貿易にある。欧米諸国の商業上の特質は「契約」にあるため、契約を守る風習を教育することが必要である。穂積は、このような憲法政治と経済発展の基礎となる公德の養成を、教育の「其価の三分の二位」を占める重要な役割とした。そして、学校教育とくに普通教育こそ、この公德問題を解決する役割を担うべきだと主張した。

穂積は、井上・高山とは異なり、公德を忠孝などの家族的道徳よりも進歩的な道徳とし、憲法政治・産業経済の発展に対応して国家社会を発展させる原動力として捉えた。このように捉えることによって、公德は、

ナショナリズム興隆期の日清・日露戦間期において積極的に養成すべきものとして浮上してくる。穂積は、このような公德養成を学校普通教育に期待し、帝国教育会を通じて問題提起した。

## 2. 公德養成教材の開発

### (1) 文部省諮問に対する帝国教育会の指導例検討

穂積陳重の「公德教育に就て」から約2ヶ月後、文部省が動いた。文部省は、明治34年2月22日、帝国教育会主催の第3回全国連合教育会に対する諮問として、①「小学校及中学校ニ於テ公德ヲ養成スルノ方法如何」、②「小学校・中学校・師範学校生徒ノ礼式ヲ一定スルノ可否」、③「半日学校実施ノ方法如何」の3題を帝国教育会に交付した<sup>15)</sup>。公德養成問題は、唯一ではないが筆頭諮問問題であった。

野尻精一（文部省視学官）は、この諮問について、「各小学校に於て修身教授を為すと雖も、現今我社会の公德発達之遅々たるは、識者之共に憂ふる所也、故に之を小、中学の生徒より養成する方法を案定するは、目下の急務たるを信ずる」と説明している<sup>16)</sup>。野尻のいう「識者之共に憂ふる所」には、先の穂積の主張が含まれているだろう。公德養成問題の範囲を修身科に限っていない点も注意すべきである。この諮問を受け付けた帝国教育会は、参加予定の各府県市教育会へ通達した。また、公德養成問題を第1号議案（地方教育会提出問題も含めて全32議案中）として、他の2題とともに事前審議を行った。こうして、文部省の諮問した公德養成問題は、帝国教育会および各府県市教育会の間で共有する問題となった。

明治34年3月13日、帝国教育会では全国連合教育会代議員会が開かれ、文部省諮問の公德養成問題について後藤牧太（高師教授）・根本正（衆議院議員）・湯本武比古（開発社長）を委員とし、事前調査を行うことを決定した<sup>17)</sup>。委員が作成した原案は、4月9日の代議員会の修正を経て、「文部省諮問案ニ関スル意見案（帝国教育会）」にまとめられた<sup>18)</sup>。この公德養成方法案は、大きく「公德ノ意義」「公德養成ノ方法」の2項目から成っている。「公德ノ意義」では、公德を「個人ガ公共体ニ対シテ行フベキ道徳」とし、個人間（父子・兄弟・夫婦・朋友等）で行われる「個人的道徳」とは異なると定義した。「公德養成ノ方法」では、学校教育を公德養成に「格好ナルモノ」とし、適切な学校教育が行われれば自然に公德は養成されるとした。ただ、殊に公德養成を期すれば、①教員による徳行的行動の模範的示例、②管理訓練による良慣習の養成、③教訓による公德上の知識教授を行う必要があると

し、それぞれの具体的な指導例を説明した。

①については、教員が学校社会を家族のように見なすように促した。具体的には、学校の設備や消耗品を自家のもののように用いること、学校内の人間関係の和合を図ること、生徒・父母に対して公德の模範たることを期すこととした。

②については、公共の事物を個人に属する事物のように扱う習慣を扶植することを促した。具体的には、公共物（校舎・教具・器械・標本・備品・樹木・門牆等）を破毀汚損せず、清潔保護を図る慣習、自己の利害よりクラスや同級生全体の利害を先にする慣習、および衆人の不利益・不快となる言動を避け、利益・愉快となる言動をなす慣習を養うこととした。なお、遠足・修学旅行等の校外で公共の事物に接する機会を利用よう促した。

③については、「社会国家ノ必要ナルコト」と「社会国家ニ対スル個人ノ務メ」とを分け、さらに小中学校ごとに区別して説明した。例えば、社会国家の必要を知らしめるため、小学校児童には「単独ニテハ出来ズ又ハ出来得ベキモ非常ニ困難ナルヲ、多数共同スル時ハ、容易ニ出来得ル事実ヲ示シ、談話ヲナスベシ」とし、中学校生徒には「分業行ハレ、各個人ガ其ノ適シタル業務ニ練熟シ、随ヒテ多クノ報償ヲ得ルハ社会ノ賜ナルコトヲ知ラシム」とした。小学校児童には共同作業の重要を説き、中学校生徒には社会の分業・役割・報酬を説いて、小中学校を通じた段階的理解を構想している。全体として、小学校では所属学級・学校を社会に模して、個人間ですべきこと／すべきでないことから共同体に属するそれへと及ぼし、中学校に至って小学校で得た観念を拡充し、自治思想を喚起して、法制経済の観点から各個人の社会国家に対する権利・義務等を知らしめるよう指導することを求めた。

公德養成問題は、明治34年の文部省諮問を契機に、全国の教育会が共有する問題となった。これを受けて、帝国教育会は、教員の模範的役割・管理訓練・教訓教授による公德養成方法を、具体的な指導例とともに独自にまとめた。

## (2) 公德養成方法に関する全国連合教育会の合意

第3回全国連合教育会は、明治34年4月13日、高等商業学校講堂で開会した。文部省諮問の公德養成問題は、最初の審議にかけられた。まず、野尻が文部省の説明委員として先述のように諮問理由を説明し、若干の質疑応答を行った。次に、湯本が帝国教育会の意見を説明し、質疑応答を行った。その後、調査委員へ付託された。文部省諮問に限らず、全ての議案はなるべく委員に付託して調査することを、帝国教育会の代議員会で事前に打合せていたので<sup>19)</sup>、調査委員付託は

特別な事例ではない。公德養成問題の調査委員は、帝国教育会代議員の後藤・湯本2名と、地方教育会代議員7名、計9名で構成された。委員長には、江原素六（東京市教育会、私立麻布中学校長）が就いた。

4月14日、調査委員作成の諮問案が全体会議で審議された<sup>20)</sup>。調査委員は、帝国教育会意見案の詳細な公德養成方法を徹底的に整理して答申案を作成し、公德養成の注意点を次の3項目にまとめた。

- (1) 教員自から公德を重んじ、生徒の模範となること。
- (2) 学校内外に於ける生徒の行為をして常に公德を実行せしむること。
- (3) 公德に関する知識を与ふること（修身書及教科書を改正して、公德に関する教材を多からしむること）

調査委員は、帝国教育会の意見案で詳細に例示されていた指導例を全削除し、公德養成方法の要点のみ残した。調査委員が独自に追加したものは、(3)の修身書・教科書改正による公德教材増加案であった。

この答申案に対し、全体会議では活発な意見交換が行われた<sup>21)</sup>。川面松衛（広島県私立教育会、広島県師範学校教諭）と高橋新平（新潟県教育会）は、現在の教科書・教授で十分公德を養成できているとの現状認識を示した。矢島錦蔵（上野教育会、群馬県師範学校校長）は、公德養成問題は学校や文部省のみの問題でなく、国民と国家との問題であると主張した。全体会議では大体において諮問案を不十分とする意見が多く出され、次のような追加案が出された。川面は、表面上の公德養成は学校教育に任せ、その裏で「唱歌の如きものに依り、社会より之を養成すべし」と提案した。神谷勇三（私立秋田県教育会、山本郡水沢尋常高等小学校訓導兼校長）は、「其筋に於ても取締に注意する事」という項目の追加を提案した。町田則文（帝国教育会、女子高等師範学校教授）ほか10名は、「(4) 公德実行に関し其の筋にて取締方法を設くること」を提案した<sup>22)</sup>。高橋恕（私立兵庫教育会、元飾磨郡視学）ほか10名は、新聞雑誌や演劇落語などにより、政府や社会が主体となって公德養成を進める方法を答申案に加えることを提案した。

全体会議での追加案は、文部省や穂積のように公德養成を学校教育のみに担わせるのではなく、国家・社会・国民全体で担うべきことを確認するものであった。追加案の採決にあたって、調査委員の湯本は、文部省諮問は小中学校において出来る範囲内の方法を質問するものであることを議場に確認した。そして最終的に、川面の提案は未採決、町田ら（神谷）の提案は多数可決、高橋らの提案は少数否決となり、調査委

員の答申案は多数可決となった。

しかし、公德は学校以外でも広く養成すべきことが確認された以上、小中学校に範囲を限った答申案だけで終わることはできなかった。4月15日、川面松衛ほか12名から、①「公德養成の目的を達せんがため、公德に関する歌及曲譜を調製すること」、②「右取調方は帝国教育会へ一任すること」とする第40号建議案が提出され、多数可決された<sup>23)</sup>。諮問答申案は、帝国教育会における語句修正後、明治34年5月10日、以下のように文部省に答申された<sup>24)</sup>。

第一諮問案 小学校及中学校に於て公德を養成する方法如何

(決議) 小学校及中学校に於て公德を養成するには、左の諸件に注意を要する事。

- (1) 教員自から公德を重んじ、生徒の模範たらんことを期すべき事。
- (2) 学校内外を論ぜず、生徒の行為をして常に公德を実行せしめんことを期すべき事。
- (3) 教訓に依り生徒に公德に関する知識を与へんことを期すべき事。

本文を実行せんが為め、現行の修身書及其他の教科書を改正し、成るべく多く公德に関する教材を加へんことを期すべき事。

- (4) 学校外に於て、生徒に公德を実行せしめんが為め、政府は相当なる取締法を設けらるべき事。  
(備考) 右決議の外「公德養成の目的を達せんが為め、帝国教育会をして公德に関する歌及曲譜を調製せしめんとする建議案」を可決せり。

このように、第三回全国連合教育会の公德養成に関する答申は、ほぼ調査委員の答申案と町田ら(神谷)の追加案とに依拠している。ただ、(3)への「教訓」の追加、川面らの第40号建議案に依拠した(備考)の追加が見られる。これらは、4月30日頃、帝国教育会の字句修正過程で追加されたと思われる<sup>25)</sup>。

全国連合教育会で合意を得た公德養成方法は、①教員の模範的示例、②学校内外における公德実践の奨励、③公德教材の教授であった。ただし、全体会議では国家・社会・国民による公德養成の必要性が主張され、公德実践のための取締を加えた。また、公德に関する歌曲が一つの教材として調製されることになった。歌曲調製の事業は、帝国教育会に一任された。

### (3) 帝国教育会における公德養成唱歌の開発

帝国教育会は、第三回全国連合教育会の決議すなわち全国の府県市教育会代表の合意・依頼を受け、公德養成に関する歌曲調製を開始した。明治34年4月26日、評議員会が開かれ、「公德養成に関する歌及曲譜取調委員」の設置を決定した。委員は会長一任で指名され、

後藤・湯本・町田・久保田鼎(東京美術学校校長・帝室博物館主事)・梅沢親行(私立稚松尋常高等小学校長)に依頼された。

委員が作成した報告書を受け、5月4日の臨時評議員会ではこれに少し修正を加えて、歌曲調製方法を大まかに決定した。これにより、帝国教育会で唱歌と楽譜を製作し、小学生向けと中学生向けとで差異を設け、学校内外における人と物に対するテーマについて、それぞれ公德の具体例を示して作者の参考に供することとした<sup>26)</sup>。同月14日、公德養成歌曲に関する委員会が開かれ、懸賞をつけて唱歌(歌詞・曲譜)を広く募集することを決定した。5月27日、同委員会は唱歌募集の公告文「公德養成に関する唱歌募集広告」を決定し、同広告を『教育公報』や各教育雑誌、および地方教育会へ紹介して機関誌への無料掲載を依頼することを決めた<sup>27)</sup>。6月11日の理事会では、同広告を各府県教育会雑誌・各新聞に掲載して趣旨を唱導せしめ、府県師範学校・中学校・小学校の各方面に唱歌製作のことを勧誘することを協議した<sup>28)</sup>。帝国教育会は、教育雑誌の読者、教育会員、学校構成員に広く働きかけ、公德養成唱歌の開発事業に動員しようとした。

この広告文には、次の3つの特徴があった<sup>29)</sup>。第1に、第三回全国連合教育会の決議による事業であることを明記した。第2に、唱歌製作に参考とすべき具体例として、児童生徒の日常生活に対応した具体例が示された。この具体例は、「教室内に於ては同級生の為め静肅なること」「学校の垣根・樹木等を破傷せざること」「路上に遊戯して通行人を妨げざること」「人家稠密の場所にて火を弄ばざること」などであり、第3回全国連合教育会へ提出された帝国教育会の意見案に挙げられた指導例から抜粋したものであった。第3に、「唱歌の歌詞は生徒に分り易き文句を用ひ、歌調は成るべく興味あるものたるべきこと」として、教育対象である子どもを意識するよう注意書きされた。

公德養成唱歌の応募作品は、6月に広告して8月末日に募集を締切ったが、短期間にも関わらず、21作品も集まった<sup>30)</sup>。各作品は、会長・常任理事と公德養成に関する歌及曲譜取調委員によって審査され、田草川喜作の作品が最優秀に選ばれた。同唱歌は、上真行(宮内省式部局雅楽師・元音楽取調掛員)と鳥居忱(東京音楽学校教授)の歌詞添削かつ田村虎蔵(同助教授)の作曲によって体裁を整え、明治36年4月に『公德養成国民唱歌』として松聲堂から出版された<sup>31)</sup>。なお、『公德養成国民唱歌』は、同年9月11日、文部省の高等学校唱歌用図書検定を通過した<sup>32)</sup>。

『公德養成国民唱歌』は、ハ調4分の2拍子24小節を1番として、全20番までである。全体を通して、歌詞

は七五調、拍子はビョンコ節（1拍を付点8分音符＋16分音符で構成）である。これは、「雅さ」と口ずさみ易さを表現し、歌詞暗記による知識・徳目の学習を主要な目的とする「際物唱歌」の典型的形式であった<sup>33)</sup>。歌詞の内容は、思いやりと協力の必要を説くところから始まって、詳細な公德実践例に至り、終盤で公德を『論語』の「忠恕（仁の道、思いやり）へと転化させて、最終的に天皇制国体との関わりを感じさせるようになって<sup>34)</sup>。公德養成は、学校生活から一般生活へと段階的に実践を積み重ね、最終的には儒教徳を媒介として国家とつながるようまとめられた。

帝国教育会は、小中学生の日常生活を意識した具体的な教材の開発を第3回全国連合教育会の合意によって大義名分化し、教育会の人的・組織的ネットワークを積極的に利用して、全国各地の教育関係者を動員した。そして、帝国教育会は教材開発の結果を評価し、さらに高等小学校唱歌科の検定教科書にまで押し上げた。『公德養成国民唱歌』は、単なる唱歌ではない。新たな社会に対応する道德教育のために開発された、教育会公認の道德教育教材ともいべきものであった。

### 3. 公德養成指導の資質

#### (1) 教育者の参考書『公德養成』の編纂

第三回全国連合教育会が公德養成問題に対して帝国教育会に直接的に求めたのは、唱歌調製であった。ただ、帝国教育会では、唱歌調製だけに止まらず、公德養成理論の研究を行った。実は、連合教育会後に様々な公德唱歌が発表され、明治35年には東京府教育会が先んじて『東京府民公德唱歌』を出版していた。その上、小学校令施行規則に準拠して「公德」を課目化した修身教科書が、各教科書会社から出版され始めていた<sup>35)</sup>。公德養成の指導原理は、早急に研究され始めなければならない状況にあった。

公德養成理論研究の発端となったのは、明治34年5月10日、第三回全国連合教育会答申を文部省に提出した同日に、帝国教育会の理事会であった<sup>36)</sup>。同理事会では、公德養成に関する教育者の参考書の編纂、菅公（菅原道真）に関する道德書の編纂出版、『聖論略解』（明治27年出版の教育勅語等の勅語解説書）改訂の計画が審議された。これらの事業は、5月14日の評議員会の決定を経て、それぞれ委員を設置して実行された。明治34年5月以降、先述の公德養成唱歌の開発に並行して、公德養成理論研究、菅公に関する道德教材の開発、教育勅語研究が実施に移されたのである。なお、公德養成理論研究は帝国教育会編『公德養成』（金港堂、明治35年）に、菅公教材開発は帝国教育会編『菅公頌

徳談』（東洋社、明治35年）に、教育勅語研究は帝国教育会編『訂正増補聖論略解』（帝国教育会、明治35年）に結実する。

公德養成理論研究は、「公德養成に関する教育者の参考書籍編纂委員会」（以下、公德養成編纂委員会）において行われた。同委員会の構成員は、辻新次（会長）・岡五郎（参事、文部省視学官）・井上守久（主事、私立鍋町女子尋常高等小学校長）・川村理助（主事、東京機械製造株式会社教育部取締役）・清水直義（常務委員）の帝国教育会理事クラスの幹部陣と、湯本・後藤・町田・久保田・梅沢の公德養成に関する唱歌及曲譜取調委員によって組織された。研究方針や内容の実質的な決定権は、彼らにあった。公德養成編纂委員会の方針は、第三回全国連合教育会の公德養成方法に関する文部省諮問答申および同歌曲調製決議を編纂出版の直接的動機として、国民教育に従事する者の参考資料となり、我が国民に公德思想を養成する一助となる参考書を編纂することであった<sup>37)</sup>。

『公德養成』の編集主任は、中島泰蔵（東京帝国大学文科大学心理取調員・慶應義塾大学部講師）とされている。5月23日、公德養成編纂委員会では、理論書作成の原案を中島泰蔵に起稿を委嘱することを決定した<sup>38)</sup>。中島は、明治24（1891）年に渡米し、コロラド大学を卒業して哲学士となり、ハーバード大学で実験心理学を学んで明治27（1894）年に帰国した。中島は、科学的心理学（新心理学）としての実験心理学を学んだが、旧来の哲学的・倫理的・道德学的・宗教学的の心理学にも通じていたようである。帝国教育会では、明治34年4月27日～6月29日に開催された高等学術講義会「近世心理学」の講師として、近世心理学の理論およびその応用・実験法を講義した。中島は、帝国教育会にも注目されていた新進気鋭の学者であった。

明治34年11月7日、中島を交えて公德養成編纂委員会が開催され、中島立案の『公德養成』網目の審議を行った<sup>39)</sup>。結果、同網目による書籍編纂を中島に囑託し、書名を『公德養成』とすることとした。中島立案の『公德養成』網目は、「倫理総論」「直観説と公德」「利己主義と公德」「実利主義と公德」「形式主義と自由主義との長短比較」「公德と私徳との関係」「公德の基礎」「公德養成の方法（其一）」「全（其二）」「全（其三）」「公德誤解の弊害」「自由寛容の精神」「公德の自然的発生と其養成」を項目とし、大きく倫理学理論と公德養成方法の2領域から成っていた。このうち、「直観説と公德」「利己主義と公德」「公德と私徳との関係」「公德養成の方法（其一）」「全（其二）」「全（其三）」以外の内容は、かなりの程度細目が定まっていた。逆を言えば、中島は、研究開始から約半年、公德養成方法

の研究を十分進めていなかったようである。同委員会ではこの綱目発表を受けて、編纂方針として、公德養成方法の重視、愛国心・武士道等の精神を妨げないこと、簡易な普通文の文体によること、の3つの注意点を確認した。明治35年1月21日には、評議員会で『公德養成』の出版が協議された。

明治35年4月22日、『公德養成』編纂委員会が開催された。同委員会では、『公德養成』原稿を精査するとともに、来る30日に委員と起稿者との打合会を開くことが決定された。4月30日、中島も出席するなかで同委員会が開かれ、『公德養成』を帝国教育会名義（中島泰蔵起草）で出版すること、および後藤・町田・久保田が「公德私徳の関係及び実例等」について中島へ材料を提供することを決定した<sup>40)</sup>。6月10日、再び委員会が開かれ、久保田立案の「公德私徳の定義」を可決、中島は委員会での審議と久保田の案を参考にして原稿を訂正することになった<sup>41)</sup>。公德と私徳の関係については、私徳から公德へ段階的に及ぼす際に必要な論点である。本稿の第2節で見てきたように、個人(私)のものから公のものへと及ぼす段階的指導は、公德養成の導入として採用されていた。

以上のように、中島は、公德養成方法の研究および実例の開発にかなり苦勞したことを推察できる。中島一人では解決できなかった方法・教材上の問題は、経験豊かな委員たちによって補完された<sup>42)</sup>。明治35年9月、ようやく帝国教育会編『公德養成』が金港堂から出版された。

## (2) 『公德養成』の求める教員資質—倫理学と公德

『公德養成』は、国民教育従事者、即ち主に普通教育機関の教員のための参考書であった。そこで求められた知・徳は、即ち公德養成に従事する教員の資質といえる。では、どのような資質が求められたのか。

『公德養成』は、公德養成の理論的根拠を倫理学理論に求め、かつ「養成の二字を含むが故に、畢竟教育問題にして、且実際問題たるなり」とした<sup>43)</sup>。なお、明治34年12月に湯本が閲覧して発行した八木原真之輔『公德養成之栞』（開発社）では、「公德問題は法制的経済的問題なり」と定義し、行政法・刑法・民法・商法などの法律と公德の関係を中心的に論じた<sup>44)</sup>。表は『公德養成』と『公德養成之栞』との章構成を比較したものである。『公德養成』は、倫理学理論から公德養成方法の具体例に至るように論じられ、それが公德養成論としての独自性になっている。

『公德養成』の公德理論は、利己主義・直覚説（倫理的直観主義）を徹底的に批判し、最大多数の最大幸福を求める実利主義理論に主に依拠した（第2章～第5章）。また、国家は、最大の規模を持つ最も組織の

表 『公德養成』と他の公德養成理論書との章構成比較

帝国教育会編『公德養成』 (金港堂、1902年)	湯本武比古関・八木原真之輔『公德養成之栞』 (開発社、1901年)
1. 公德養成緒論	1. 公德と私徳 2. 公德と歴史
2. 道徳の二大標準	3. 日本現時の公德 4. 公德と経済
3. 主観的道德	5. 公德と法律(上)
4. 主観的道德の価値	6. 公德と法律(下)
5. 公德とは何ぞや	7. 何人が国の公德を養成すべき
6. 公德の基礎	8. 何物が最も公德の悪魔なる
7. 公德養成法序言	9. 公德養成の材料・憲法に就ての概念
8. 社会国家の大切なことを知らしむること	10. 前章の続き 11. 国家的作用
9. 社会国家に対する個人の務を知らしむ	12. 行政法 13. 刑法
10. 管理訓練及び教員の示例	14. 民法及び他の諸法
11. 自由寛容の気風	15. 前章の続き・商法
12. 公德の自然的發生と其の養成	16. 相互警戒の事
	17. 公德と諸学科との関係
	18. 積極的公德
	19. 帝国教育会の意見案 20. 雑事
	21. 公德上より敢て世の父兄に一言を呈す

整頓された社会であり、その法律・規定は構成員全般の福利をはかるためのものであり、社会の維持進歩のために健全な働きをなす個人の自由な活動を妨げてはならないため、国家の福利と個人の福利とは調和すべきものと捉えた(第5章第3節Ⅱ)。このような国家・社会・個人観に基づき、公德の基礎として、消極的な法律規則の遵守よりも、社会国家の一員として自ら積極的に法律を守り、社会国家の福利を図る「自治」の気風を重視した(第6章)。模範的人間像として英国のジェントルマンを挙げ、その自治上の美風として、①よく秩序命令を守ること、②沈着冷静、③繁文縟礼の弊なく簡便に行うこと、④信用の厚いことを評価している。これらは、穂積の論じた公德、すなわち立憲政治・産業経済を發展させる原動力としての公德に対応している。なお、一身一家に対する道德(私徳)と社会公衆に対する道德(公德)を厳密に区別し(第5章)、私徳に属する忠孝道德については論じていない。

公德養成方法とくに指導例は、小中学生を対象にし、その内容にはいくつか新たに追加されたものもあるが、ほぼ第三回全国連合教育会に提出された帝国教育会の公德養成に関する意見案を踏襲したものであった(第7～10章)。例えば、中学生に社会国家の必要を指導する一例、「分業行われて各個人が其の適したる業務に熟練し、相当の報償を受け得るは社会の賜なることを知らしむること」などは、先の意見案の一部を若干語句修正したものである。公德養成方法は、大きく3つに分けられ、教員の訓戒、管理訓練、実践躬行による事例によって行うとした。この公德養成方法も、先の第3回全国連合教育会で合意をとったものを踏襲している。なお、指導例は掲載したものが全てではないとし、他日の公德養成資料の大成を期して、読者各自の観察による資料蒐集を奨励した<sup>45)</sup>。謙遜とも受け取れるが、現場の自主的な教材研究を期待する意識と

も取れる。

『公德養成』における公德は、実利主義倫理学を理論的根拠とし、社会国家の維持進歩をはかる個人の自由な自治的活動を成立させるものとして示された。この公德は、家族的・儒教的道德とは一応別に構想された。そして、立憲政治・産業経済発展の原動力として必要とされた内容を含んでいる。このような公德理論とそれに基づく具体的な指導例は、公德養成に従事する教員に求められる知識であった。これらは公德実践のあり方でもあり、教員が児童生徒の模範として実践すべき道德でもあった。

## おわりに

以上、日清・日露戦間期における帝国教育会の公德養成問題を明らかにしてきた。帝国教育会の公德養成問題は、公德概念の理念的問題ではなく、公德を養成するための実践的問題であった。

日清・日露戦間期には、日本の国際的位置の変化に伴って、教育勅語に示された忠孝道德や修身科教授の限界が確認された。明治33年、西欧諸国の生活様式と比較して日本人の公共心不足が問題視され、かつ国家と社会との関係が支配・統制関係でなく共時的発展関係において捉えられ、立憲政治・産業経済を進展させる必要が確認された時、公德は学校で積極的に養成されるべきものと捉えられた。明治34年の第3回全国連合教育会に対する文部省諮問は、公德問題を公德養成問題へと方向づけた決定的契機となった。

帝国教育会は、明治34年の文部省諮問を受けて、公德養成問題を全国の教育会と共有した。公德養成問題は、第3回全国連合教育会の答申に結実した。また、同会議で示された公德養成に関する独自の要求は、唱歌教科書『公德養成国民唱歌』へと結実した。さらに、帝国教育会の公德養成理論の研究へと発展し、公德養成教材と教員資質をまとめた参考書『公德養成』へと結実した。その結果、教員の模範的示例、管理訓練による良慣習の養成、教訓教授という教育会公認の公德養成方法、および帝国教育会の第3回連合教育会代議員会がまとめた教材案、そして公德養成編纂委員会がまとめた実利主義的倫理学知に基づく自由・自治的公德論は、公德養成に従事する教員に求められる知識・道德として集約された。

帝国教育会の公德養成問題は、教材と方法の問題であり、ひいては小中学校教員の資質の問題であった。教育会員であった教員たちは、官僚・思想家・学者などとともに、激しい社会変動に対応する新しい秩序を模索し、教員問題として捉えた。日清・日露戦間期に

における帝国教育会の公德養成問題は、激動の社会変動に対応した新しい道德を模索し、自分・同僚・部下・教え子の仕事と生き方を改良しようとした、教員たちの活動という側面を示している。

※ 本稿は、平成18年度文部科学省科学研究費（特別研究員奨励費）の補助を受けた研究成果を含む。

## 【註】

- 1) 小股憲明「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」京都大学人文科学研究所編『人文学報』第64号、1989年、71～102頁。
- 2) 小股憲明「天皇制立憲体制下の公認国民像—日露戦争前までの議会を中心に—」『京都大学教育学部紀要』第23号、1977年、118～129頁。
- 3) 日露戦後、教育勅語の權威は、社会政策的観点から帝国議会（とくに衆議院）において増幅され、学校儀式の徹底や明治41(1908)年の戊申詔書渙発によって補完、翻訳事業によって国際的正当性を付与されていく。日露戦後の道德教育史については、次を参照。梶山雅史「明治末期の徳育論議—大逆事件後の帝国議会」日本思想史懇話会編『季刊日本思想史』第7号、ベリかん社、1978年、110～133頁。平田論治『教育勅語国際関係史の研究—官定翻訳教育勅語を中心として』風間書房、1997年。千田栄美「戊申詔書の発布とその反響」『日本の教育史学』第44集、教育史学会、2001年、40～57頁。佐藤秀夫『教育の文化史1—学校の構造』阿吡社、2004年。
- 4) 山田昇「教科用図書および德育」海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会、1968年、914～928頁。
- 5) 梶山雅史『近代日本教科書史研究—明治期検定制度の成立と崩壊』ミネルヴァ書房、1988年。
- 6) 海後宗臣・仲新・寺崎昌男『教科書でみる近現代日本の教育』東京書籍、1999年。
- 7) 佐藤秀夫『教育の文化史2—学校の文化』阿吡社、2005年。
- 8) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第4巻、教育研究振興会、1974年、982～999頁。
- 9) 沖田行司『新訂版 日本近代教育の思想史研究—国際化の思想系譜』学術出版会、2007年、358～377頁。
- 10) 山東功『唱歌と国語—明治近代化の装置』講談社、2008年、116～123頁。
- 11) 梶山雅史『近代日本教育会史研究』学術出版会、2007年。

- 12) 伊東光利・田中愛治・真淵勝『政治過程論』有斐閣, 2000年。
- 13) 明治38(1905)年の広島県会員36名の場合, うち23名(64%)が現役教員, 5名が5名(14%)が吏員であった。拙稿「大日本教育会および帝国教育会における広島県会員の特徵」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第3部第54号, 2005年, 87~95頁参照。
- 14) 穂積陳重「公德教育に就て」『教育公報』243号, 帝国教育会, 1901年1月, 9~19頁。国家学会での演説は, 穂積陳重「西遊所感」『国家学会雑誌』162号, 国家学会, 1900年8月, 1~5頁参照。
- 15) 「文部省諮問案」『教育公報』243号, 32頁。
- 16) 「第三回全国連合教育会」『教育時論』577号, 開発社, 1901年4月, 31頁。
- 17) 「代議員会」『教育公報』246号, 1901年4月, 65頁。
- 18) 意見案は, 「文部省諮問案に関する意見案」『教育公報』246号, 69~72頁。
- 19) 「代議員会」『教育公報』246号, 69頁。
- 20) 「第三回全国連合教育会記事」『教育公報』247号, 1901年5月, 33~37頁。
- 21) 「第三回全国連合教育会」『教育時論』577号, 37頁。
- 22) 「第三回全国聯合教育会記事」『教育公報』247号, 42~43頁。
- 23) 「第三回全国連合教育会記事」『教育公報』247号, 55頁。
- 24) 「第三回全国連合教育会文部省諮問案に対する答申」『教育公報』247号, 20頁。
- 25) 「各種委員会」『教育公報』247号, 18頁。字句修正にあたったのは, 山崎彦八(富士見小学校長)と今井市三郎(文海小学校長)であった。
- 26) 「臨時評議員会」『教育公報』247号, 19頁。
- 27) 「公德養成に関する唱歌委員会」『教育公報』248号, 1901年6月, 41~42頁。
- 28) 「理事会」『教育公報』249号, 1901年7月, 44頁。
- 29) 「公德養成ニ関スル唱歌募集広告」『教育公報』248号, 附録。
- 30) 「公德養成に関する歌及び曲譜取調委員会」『教育公報』252号, 1901年10月, 53頁。
- 31) 帝国教育会編『公德養成国民唱歌』松聲堂, 1903年, 序言。
- 32) 「公德養成国民唱歌検定済」『教育公報』276号, 1903年10月, 28頁。
- 33) 詳しくは, 山東, 註10) 参照。
- 34) ①思いやりと協力の必要, ②農村の仕事の重要性, ③学校・教室での心構え, ④我が儘の戒め, 遊戯場・校舎の掃除, ⑤教科の人間形成的意義, ⑥施設・設備・器具の毀損の戒め, ⑦遊びで人に迷惑をかけること, ⑧外国人への配慮, ⑨火を使う際の注意, ⑩神社・共有施設への悪戯禁止, ⑪流行病への対応, ⑫病氣予防のための清潔, ⑬河川・並木・街灯の保全, ⑭ルールの遵守, ⑮墓や記念物の尊重, ⑯地理歴史教材としての道しるべ・石仏の意義, ⑰汽車・渡船乗降のマナー, ⑱人の集会所での我が儘の戒め, ⑲公德すなわち忠恕, ⑳天皇制とのつながり。
- 35) 例えば, 『尋常小学修身訓』(金港堂), 『小学新修身』(文学社), 『尋常小学修身教本』(育英舎), 『新編修身教典』(普及舎)など。
- 36) 「理事会」「評議員会」『教育公報』248号, 37頁~38頁。
- 37) 帝国教育会編『公德養成』金港堂, 1902年, 緒言1~2頁。
- 38) 「公德養成に関する教育家の参考書編纂委員会」『教育公報』248号, 38頁。
- 39) 「公德養成に関する教育者の参考書類編纂委員会」『教育公報』253号, 1901年10月, 31~32頁。
- 40) 「公德養成編纂委員会」『教育公報』259号, 1902年5月, 27頁。
- 41) 「『公德養成』編纂員委会」『教育公報』261号, 1902年7月, 32頁。
- 42) 辻・久保田以外の構成員は, 師範学校・小学校での教育経験を有している。辻・久保田は, 長年文部行政に携わってきた。
- 43) 帝国教育会編『公德養成』, 3頁。
- 44) 湯本武比古・八木原真之輔『公德養成之栞』開発社, 1901年。
- 45) 帝国教育会編『公德養成』, 129頁。